

1.案内誘導の整備方針

案内誘導の整備について、対象とする案内誘導の種類と役割を明確化し、「案内誘導」、「注意喚起」及び「案内情報」の3種類の案内誘導サインの仕様、設置方法について記載する。

(1).案内誘導サインの整備方針

案内誘導サインの設置基準について、一般道自歩道区間および堤防兼用・独立区間における自転車道コースの連続性、安全性確保を目的として整備する。

(2).注意喚起サインの整備方針

注意喚起サインの設置基準について、一般道自歩道区間および堤防兼用・独立区間における自転車道交差点部(迂回路含む)の連続性、安全性確保を目的として整備する。

(3).案内情報サインの整備方針

案内情報サインの広域・地区案内表示や高低差・注意表示等について、自転車利用者の目線から統一を目的として整備する。

表-1 本案内誘導計画の対象とするサイン

サインの種類	区間種別	設置箇所	表示方法の例
案内・誘導	一般道自歩道区間	単路部	○案内誘導カラー舗装 ○案内誘導板(進路方向及び目的地までの距離標)
		交差点部 (暫定区間含む)	○案内誘導カラー舗装 ○案内誘導板(進路方向及び目的地までの距離標)
	堤防兼用・独立区間	単路部	○案内誘導カラー舗装 ○目的地(起終点)までの距離標
		交差点部 (暫定区間含む)	○案内誘導カラー舗装 ○案内誘導板(進路方向及び目的地までの距離標)
注意喚起	一般道自歩道区間	交差点部 (迂回路含む)	○注意喚起看板(自動車注意) ○注意喚起看板(歩行者注意)
	堤防兼用・独立区間	交差点部 (迂回路含む)	○注意喚起看板(自動車注意) ○注意喚起看板(歩行者注意) ○注意喚起看板(下り坂注意)
案内情報	—	休憩施設及び主要道路との交差点部	○全体コース案内板 ○回遊コース案内板

※ 基本的なサインの設置基準などを示すもので、現場での適用にあたっては現場毎の異なる道路状況や交通状況などを考慮し、交通管理者の意見を踏まえて整備を進める。

※ 坂路の注意喚起看板は、下り坂注意のみとする。

表-2 案内誘導サインの種類と役割

設置 区間	サイン種類	対象者		表記方法		サインの役割	サイン設置箇所
		自転車	自動車	標識設置	路面表示		
一般道 自歩道区間	単路部	案内誘導カラー舗装	●			●	自転車ルート of 進行方向案内明示 自転車ルート of 進行方向案内誘導として、単路部の逸脱防止箇所に設置
		案内誘導板(進行方向及び目的地までの距離標)	●		●		自転車ルート of 進行方向・距離を案内明示 自転車ルート of 進行方向案内誘導として、単路部の逸脱防止箇所に設置
		目的地(起終点)までの距離標	●		●		目的地(起終点)までの距離を明示し、現在地を確認 起終点から4km(一里)単位に等間隔で距離標を設置
		目的地(主な施設)までの路面表示	●			●	目的地(主な施設)までの距離を明示 目的地(主な施設)までの距離(路面表示)を2km(10分)及び1km(5分)手前に設置
堤防兼用・独立区間	交差点部(暫定区間含む)	案内誘導カラー舗装	●			●	自転車ルート of 進行方向案内明示 自転車ルート of 進行方向案内誘導として、交差点部の逸脱防止箇所に設置
		案内誘導板(進行方向及び目的地までの距離標)	●		●		自転車ルート of 進行方向・距離を案内明示 自転車ルート of 進行方向案内誘導として、交差点部の逸脱防止箇所に設置
		暫定区間のルート案内板	●		●		暫定区間の起終点に暫定コース案内を明示 未整備区間の塩川工区において、立川橋および新宮橋の端に暫定コース案内板を設置

※ 該当する項目に●、場合に応じて該当する項目に○を記載する。

※ 対象者の定義 自転車:自転車利用者に対して見せるサイン 自動車:ドライバーに対して見せるサイン。

※ 基本的なサインの設置基準などを示すもので、現場での適用にあたっては現場毎の異なる道路状況や交通状況などを考慮し、交通管理者の意見を踏まえて整備を進める。

表-3 注意喚起サインの種類と役割

設置 区間	サイン種類	対象者		表記方法		サインの役割	サイン設置箇所	
		自転車	自動車	標識設置	路面表示			
交差点部 (迂回路含む)	一般道 自歩道 区間	注意喚起看板 (自動車注意)	●		●		自転車に対して一般道を走行する自動車の注意喚起を促す	一般道自歩道区間の交差点部で、自転車が安全に走行するための注意喚起看板を設置
		注意喚起看板 (歩行者注意)	●	○	●		自転車に対し、自歩道を通行する歩行者の注意を促す	一般道自歩道区間の交差点部で、歩行者の安全を確保するための注意喚起看板を設置
	堤防兼用・ 独立区間	注意喚起看板 (自動車注意)	●		●		自転車に対して交差道路を走行する自動車の注意を促す	堤防利用区間の交差点部で、自転車が安全に走行するための注意喚起看板を設置
		注意喚起看板 (歩行者注意)	●	○	●		自転車に対し、交差道路を通行する歩行者の注意を促す	堤防利用区間の交差点部で、歩行者の安全を確保するための注意喚起看板を設置
		注意喚起看板 (下り坂注意)	●		●		自転車に対して急な下り坂に注意を促す	自転車に対し、急な下り坂などを走行する箇所に注意喚起看板を設置

※ 該当する項目に●、場合に応じて該当する項目に○を記載する。

※ 対象者の定義 自転車:自転車利用者に対して見せるサイン 自動車:ドライバーに対して見せるサイン。

※ 基本的なサインの設置基準などを示すもので、現場での適用にあたっては現場毎の異なる道路状況や交通状況などを考慮し、交通管理者の意見を踏まえて整備を進める。

表-4 案内誘導サインの種類と役割

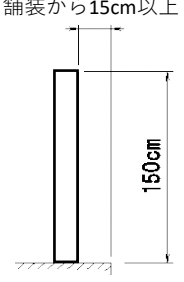
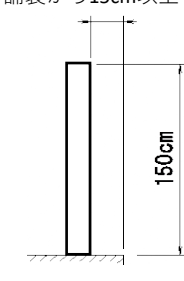
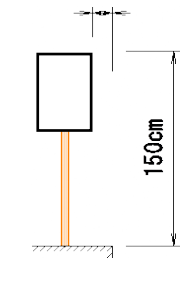
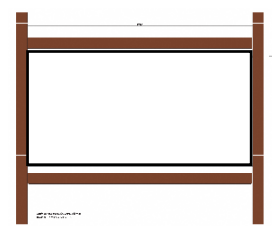
設置 区 間	サイン種類	対象者		表記方法		サインの役割	サイン設置箇所
		自転車	自動車	標識設置	路面表示		
案内 情報	休憩施設・主要道路との交差点	全体コース案内板	●		●		自転車道の全体コースを案内するもので、主要施設や道路交通情報などを明示 コース内の拠点施設に設置 ・起点(芦ノ牧温泉) ・蟹川橋休憩施設 ・道の駅「あいづ湯川・会津坂下」 ・濁川河川公園休憩施設
		回遊コース案内板	●	○	●		目的地(観光施設)までのルートや距離、観光情報などを明示 主な拠点施設に設置 ・起点(芦ノ牧温泉) ・蟹川橋休憩施設 ・道の駅「あいづ湯川・会津坂下」 ・濁川河川公園休憩施設 主な一般道(橋)との交差点に設置 ・国道49号、国道118号、国道121号 ・本郷大橋、高田橋、蟹川橋、会津大橋 立川橋、新宮橋、無台田橋、見頃橋、願成寺橋、赤崎橋など

※ 該当する項目に●、場合に応じて該当する項目に○を記載する。

※ 対象者の定義 自転車:自転車利用者に対して見せるサイン 自動車:ドライバーに対して見せるサイン。

※ 基本的なサインの設置基準などを示すもので、現場での適用にあたっては現場毎の異なる道路状況や交通状況などを考慮し、交通管理者の意見を踏まえて整備を進める。

表-5 看板サインの種類別の設置高さ

サイン種類		設置箇所		高さ(cm)
自転車向け	看板(案内誘導板)	自歩道区間 (路肩、路上施設帯)	舗装から15cm以上 	150(上端までの高さ)
		堤防兼用・独立区間 (路肩)		
	看板(距離標)	自歩道区間 (路肩、路上施設帯)	舗装から15cm以上 	
		堤防兼用・独立区間 (路肩)		
看板(注意喚起)	自歩道区間 (路肩、路上施設帯)	舗装から15cm以上 	150(上端までの高さ)	
	堤防兼用・独立区間 (路肩)			
看板(案内板)	堤防兼用・独立区間 (路肩)		200(上端までの高さ)	

※ 車道上に設置する場合には建築限界を侵さないように設置すること。

※ 基本的なサインの設置基準などを示すもので、現場での適用にあたっては現場毎の異なる道路状況や交通状況などを考慮し、交通管理者の意見を踏まえて整備を進める。

文字サイズについて

自転車の走行速度30km/h(B種の自転車道)で視距離15m以上の場合、文字サイズは文字の基本寸法10cm×0.5倍の5cm以上とする。

※「道路標識設置基準・同解説(P.61)」表3-1-4. 表示と文字等の拡大率及び縮小率、表3-1-5. 拡大率の標準値 より

また、ユニバーサルデザインに配慮して、路面表示及び標識等は、十分な輝度比(2.0以上)を確保する。

※「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針(P.124)」より

